

社会貢献型後見人の名称の変更について

「社会貢献型後見人」とは、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人や親族後見人とは異なり、同じ地域に住む区民の立場で成年後見人等として、社会貢献的な精神に基づき身上保護や財産管理などの後見業務を行う方を指す。

本区では平成 27 年度から港区との共催により、「社会貢献型後見人等養成基礎講習」を実施し、社会貢献型後見人等候補者を養成している。（平成 21 年度から平成 26 年度までは東京都が養成基礎講習を実施。）

本基礎講習修了後、権利擁護支援事業の登録生活支援員として実習で経験を積み、後見人等候補者として申立て後、家庭裁判所から選任されて受任が決定する。現在、本区では 3 名の社会貢献型後見人等が活動している。

地域共生社会の担い手である「社会貢献型後見人」のさらなる活躍に向けて、「社会貢献型後見人」の普及・啓発を推進していくために、より区民にとってわかりやすく、なじみのあるものとなるよう、「区民後見人」に名称を変更するものである。

（参考）特別区社会貢献型後見人の名称一覧（令和 5 年 10 月現在）

社会貢献型後見人	6 区
区民後見人	6 区
市民後見人	8 区

※社会貢献型後見人の養成事業を未実施の 3 区を除く。